明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三一一）　二
○地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一二）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（三一三）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（三一四）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一五）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令（三一六）　五
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三一七）　八

〔内閣官房令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房八）　九

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二五八～二六一、二六三、二六四）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二六二）　三
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（文部科学一三九）　一四
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（同一四〇）　一五
○特別史跡に指定する件（同一四一）　一六
○史跡に指定する件（同一四二）　一六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一四三）　一七
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四四）　一七
○史跡に地域を追加して指定及び解除する件（同一四五）　一七
○史跡に地域を追加して指定する件（同一四六）　一七
○名勝に指定する件（同一四七）　一八
○名勝に地域を追加して指定する件（同一四八）　一八
○天然記念物に地域を追加して指定し、一部を解除する件（同一四九）　一八
○記念物を登録記念物に登録する件（同一五〇）　一九
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一五一）　一九

〔官庁報告〕

国家試験
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（厚生労働省）　二九
はり師国家試験の施行（同）　三〇
きゅう師国家試験の施行（同）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三一一号）（国土交通省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三一二号）（国土交通省）

1　構造計算適合判定資格者検定の受検資格

建築基準法（以下「法」という。）第五条の四第三項の政令で定める業務に、法第一八条第四項に規定する審査の業務を加えることとした。（第八条の四第二号関係）

2　法第九七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行う事務

法第九七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行う都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務に、法第一八条第一九項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務等のうち、法第六条第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を加えることとした。（第一四八条第三項第一号関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三一三号）（経済産業省）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号）の施行期日は、令和六年一〇月二三日とすることとした。